

## 北広島市地域活性化政策補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 北広島市地域活性化政策補助金交付要綱(令和5年2月14日市長決裁。以下「要綱」という。)の実施に関しては、要綱及び北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業の提案)

第2条 要綱第7条に規定する事業の提案は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 事業提案書(別記第1号様式)
- (2) 事業提案計画書(別記第2号様式)
- (3) 概算事業費調書(別記第3号様式)
- (4) 事業提案者(要綱第7条に規定する事業提案者をいう。次条において同じ。)に係る登記事項証明書及び定款(寄附行為の場合は寄附行為)の写し

(事業の採択)

第3条 市長は、要綱第8条に規定する決定をしたときは、提案事業の採択・不採択決定通知書(別記第4号様式)により、事業提案者に対し通知するものとする。

(寄附者の公募)

第4条 要綱第9条に規定する寄附者(次条において「寄附者」という。)の公募は、市のホームページ等により実施する。

(企業版ふるさと納税)

第5条 寄附者は、要綱第10条に規定する企業版ふるさと納税(この条において「企業版ふるさと納税」という。)を実施するときは、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 北広島市財産管理規則(平成15年規則第15号)に規定する寄附申込書(別記第4号様式の2)
- (2) 企業版ふるさと納税に係る採択事業の指定等について(別記第5号様式)

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書(別記第6号様式)
- (2) 事業(計画・実績)書(別記第7号様式)
- (3) 事業(予算・決算)書(別記第8号様式)

(交付決定)

第7条 補助金の交付の決定の通知は、補助指令書(別記第9号様式)及び補助金交付決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 補助金の不交付の決定の通知は、補助金不交付決定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(承認の申請)

第8条 次に掲げる承認の申請は、事業変更・中止(廃止)承認申請書(別記第12号様式)により行うものとする。

- (1) 補助金の額の変更に係る承認の申請
- (2) 補助対象事業の内容の変更に係る承認の申請
- (3) 中止又は廃止に係る承認の申請

2 前項の規定にかかわらず、事業の方向性が、交付申請時と比較して大きく変更されないものは、同項に規定する承認の申請を要しないものとする。

(承認の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の承認の申請があったときは、申請に係る書類等を審査の上、承認の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による承認をしたときは、その旨を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、当該承認の申請をした者に対し通知するものとする。

- (1) 前条第1項第1号の承認の申請 変更指令書(別記第13号様式)
- (2) 前条第1項第2号の承認の申請 変更指令書(別記第14号様式)
- (3) 前条第1項第3号の承認の申請 中止(廃止)承認指令書(別記第15号様式)

3 第1項の規定による承認をしなかったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、当該承認の申請をした者に対し通知するものとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号の承認の申請 変更不承認通知書(別記第16号様式)
- (2) 前条第1項第3号の承認の申請 中止(廃止)不承認通知書(別記第17号様式)  
(遅延等の報告)

第10条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合の報告は、補助事業執行遅延(不能)報告書(別記第18号様式)により行うものとする。  
(補助金の概算払)

第11条 補助金の概算払の申請は、補助金概算払申請書(別記第19号様式)により行うものとする。

2 補助金の概算払の決定の通知は、補助金概算払決定通知書(別記第20号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業の実績報告は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 補助事業実績報告書(別記第21号様式)
- (2) 事業(計画・実績)書(別記第7号様式)
- (3) 事業(予算・決算)書(別記第8号様式)
- (4) 事業が実施されたことを確認できる資料
- (5) その他必要と認められる資料

2 前項各号の書類は、補助事業が完了した日から1月以内に、市長に提出するものとする。

(補助金額確定の通知)

第13条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(別記第22号様式)により

行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、補助金請求書(別記第23号様式)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 補助金の交付決定の全部又は一部の取消しに係る通知は、補助金交付取消通知書(別記第24号様式)により行うものとする。

(補助金の返還命令書)

第16条 補助金の返還の命令は、補助金返還命令書(別記第25号様式)により行うものとする。

(概算払の精算)

第17条 補助金の概算払を受けた者は、補助金額確定通知書を受領した場合において、速やかに補助金精算書(別記第26号様式)を市長に提出するものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企画課長が定める。

附 則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。